

外国人材定着支援事業（日本語学習支援）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、島根県外国人材定着支援補助金交付要綱に基づく、外国人材定着支援事業（日本語学習支援）（以下、「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本事業は、島根県内の中小企業者等が雇用する外国人材の日本語等の学習機会を提供することによるコミュニケーションの円滑化等を通じ、外国人材の定着を促進することを目的として実施する。

（定義）

第3条 この要領における用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

（1）外国人材

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二に定める技能実習又は特定技能の在留資格を有する者をいう。

ただし、介護分野及び看護分野に従事する者は除く。

（2）中小企業者等

農業者、漁業者、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、又は、常時雇用する従業員^{※1}の数が300人以下の特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等であって、島根県内に事務所又は事業所を有する者をいう。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体は除く。

（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）

業種 ^{※2}	次のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※1 常時雇用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいう。

※2 小売業、サービス業、卸売業及び製造業その他の業種の具体的な内容は、別表1のとおり。

（3）みなし大企業

次のアからウのいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。）が所有している中小企業者

- イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業
「しまねいきいき職場宣言」実施要領（平成31年4月1日付け雇第1115号）により宣言を行った又は宣言予定である企業等
- (5) 「Japany」
島根県中小企業団体中央会が、本事業に関し委託契約を締結している株式会社明光キャリアパートナーズが提供するオンライン日本語学習eラーニングシステム
- (6) 受講アカウント
「Japany」を使用するための登録（中央会が契約するものに限る）
- (7) 学習管理システム
「Japany」内の学習状況の把握、学習履歴の確認等ができるサービス
- (8) 受講企業
受講アカウントの交付を受ける企業
- (9) 受講者
「Japany」を活用する受講企業と雇用関係にある外国人材
- (10) 学習担当責任者
受講企業において、「Japany」を活用した外国人材の日本語等の学習の進捗管理等を行う責任者
- (11) 総合管理者
「Japany」の受講環境の提供、受講者の学習状況の把握及びその他本事業全体の管理を行う者

（実施方法）

第4条 島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が県、株式会社明光キャリアパートナーズ、中小企業者等の間での受講アカウントの交付、その他事業実施に必要な調整を行うことにより実施する。

（受講アカウントの交付対象）

第5条 受講アカウントの交付対象は、次の各号の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 就労場所が島根県内である外国人材を1人以上受け入れていること又は第7条(3)に定める申請期限までに受け入れることが確実であること。
- (2) 「しまねいきいき職場宣言」宣言企業であること。
- (3) みなし大企業でないこと。

2 次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は受講アカウントの交付対象としない。

- (1) 島根県税の未納がある者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う者。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (4) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第15条に規定する改善命令、又は第16条に規定する認定の取消し、第36条に規定する改善命令、又は第37条に規定する許可の取消しを受けた者
- (5) 当該事業申請日、又は受講アカウント交付決定日の時点で破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている者

（他の補助金との併用）

第6条 国、県、市町村等が運用する他の補助金等の制度との併用はできない。

（受講企業の募集及び交付申請）

第7条 受講アカウントの交付を希望する企業の募集及び交付申請については、次のとおりとする。

- (1) 受講アカウント交付に関する募集は、中央会で実施する。
- (2) 受講アカウント交付を希望する企業は、受講アカウント交付申請書（様式第1号）を島根県中小企業団体中央会会長（以下「会長」という。）に提出するとともに、株式会社明光キャリアパートナーズが別途示す専用フォームに必要事項を入力し、同社に提出しなければならない。
- (3) 募集期間は、募集開始日から令和8年11月30日までとする。

（受講アカウントの交付決定）

第8条 会長は、受講アカウントの交付申請を受けた際は、申請内容が本要領に合致しているかを審査し、適当と認められるときは、予算の範囲内において、受講アカウントの交付を決定の上、様式第2号により当該申請者に通知するものとする。

2 受講アカウントは、先着順に審査の上、決定する。ただし、なるべく多くの企業が受講できるよう調整を行う場合がある。

（受講アカウントの交付及び受講企業の負担金）

第9条 受講アカウントの交付については、以下に定めるところによる。

- (1) 受講アカウントは、第8条による会長の交付決定に基づき、株式会社明光キャリアパートナーズが交付する。
- (2) 受講アカウントの交付数は、受講者1人につき、1アカウントとする。

- (3) 受講アカウントの1アカウントあたりの使用料9,900円（消費税込み）に対する受講企業の負担金は4,950円とする。
- (4) 受講アカウントの負担金は、島根県が発行する納入通知に基づき、島根県に納付するものとする。なお、第10条第3項に基づく取り消しを受けた場合又は第11条に基づき自社の都合により受講を中止した場合であっても、既に納付した負担金は返還しない。
- (5) 株式会社明光キャリアパートナーズは、受講企業が前2号に基づき、島根県に対し負担金を支払ったことを確認した後、受講アカウントを受講企業に交付する。なお、1つの受講アカウントを共有して利用させてはならない。

（受講アカウントの有効期限及び取り消し）

第10条 受講アカウントの取扱にあたっては、それぞれ以下に定めるところによる。

- 1 本事業における受講アカウントの有効期限は令和9年3月31日とする。
- 2 受講アカウントは、有効期限を経過したとき自動的に失効する。
- 3 中央会は、次のいずれかに該当する場合、受講アカウントの交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 受講者の受講状況が著しく悪く、受講計画の達成が困難であると認められる場合
 - (2) 受講アカウントを第三者に譲渡し、又は利用させた場合
 - (3) 受講アカウントを複数の個人や企業で共有した場合
 - (4) 「Japany」利用規約を含め株式会社明光キャリアパートナーズが提示する条件への違反が認められる場合
 - (5) その他本実施要領の定める規定への違反が認められる場合

（受講の中止等）

第11条 受講企業は、自社の都合により受講を中止又は大幅に変更する必要があるときは、会長に対して、中止又は変更する内容及び理由を記載した書面により、速やかに申し出なければならない。

（総合管理者）

第12条 本事業の実施にあたっては、中央会を総合管理者とする。

- 2 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。
 - (1) 受講企業との連絡調整等に関すること。
 - (2) 受講企業への受講アカウントの配分に関すること。
 - (3) 受講者の学習履歴の集計等に関すること。
 - (4) その他本事業の実施にあたり必要となること。

（学習内容）

第13条 本事業の対象となる学習は、「Japany」により提供される講座を活用した学

習とする。

- 2 受講者は、計画的に日本語学習を行うものとする。
- 3 受講者は、前項に加えて、次の各号に該当する学習に積極的に取り組むよう努めるものとする。
 - (1) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習
 - (2) 日本の文化やマナーの習得に資する学習

(日本語能力試験の受験)

第14条 受講者は、本事業を十分に活用して、日本語学習に取り組むとともに、学習の意欲向上及び学習の成果の測定を目的として、日本語能力試験（JLPT、JPT、JFT-Basicなど）を受験するものとする。

- 2 前項の受験は、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、令和9年9月30日までにを行うものとする。

(学習担当責任者)

第15条 本事業の実施に当たっては、受講企業内にそれぞれ学習担当責任者を置くこととする。

- 2 受講企業の学習担当責任者は、次に掲げる事項を行うこととする。
 - (1) 受講者に対する受講アカウントの登録に関すること。
 - (2) 受講者の学習状況の管理に関すること。
 - (3) 受講者が、日本語能力試験（JLPT、JPT、JFT-Basicなど）を令和9年9月30日までに受験できるよう配慮すること。
 - (4) その他受講者が「Japany」を受講するにあたり必要となること。

(「Japany」の受講方法等)

第16条 株式会社明光キャリアパートナーズからアカウントを交付された受講企業の学習担当責任者は、受講者に対し、受講アカウント登録の招待メールを送付し、受講者は氏名、メールアドレス、パスワードを登録する。

- 2 学習担当責任者は、割り当てられた受講アカウント数を超えて、登録をさせてはならない。
- 3 受講アカウントは、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。
- 4 受講者は、パスワードを紛失したときは、学習担当責任者へ速やかに連絡しなければならない。
- 5 その他受講に当たって必要な事項については、オンライン学習受講マニュアル、「Japany」利用規約及び株式会社明光キャリアパートナーズが提示する条件に定めるとおりとする。

(事業の経理等)

第17条 受講企業は、本事業に係る経理について証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(実績報告書の提出)

第18条 受講企業は、令和9年3月5日までに実績報告書(様式第3号)を作成し、会長に提出しなければならない。

(事業効果の検証及び成果の普及)

第19条 中央会は、一定期間経過後、受講企業、及び受講者に対するヒアリング等により、事業効果の把握に努めるものとする。

2 受講企業、並びに受講者は、中央会が行う事業効果検証のためのヒアリング等に協力することとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和8年8月6日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

業種	該当分類項目 (日本標準産業分類による業種区分)
小売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類 G (情報通信業)のうち 中分類 3 8 (放送業) 中分類 3 9 (情報サービス業) 小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業) 小分類 4 1 2 (音声情報制作業) 小分類 4 1 5 (広告制作業) 小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業) 大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業) 中分類 7 0 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類 7 5 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) ただし、小分類 7 9 1 (旅行業)は除く 大分類 O (教育、学習支援業) (中分類 8 1, 8 2) 大分類 P (医療、福祉) (中分類 8 3～8 5) 大分類 Q (複合サービス業) (中分類 8 6, 8 7) 大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>) (中分類 8 8～9 6)
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち 中分類 5 0 (各種商品卸売業) 中分類 5 1 (繊維・衣服等卸売業) 中分類 5 2 (飲食料品卸売業) 中分類 5 3 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類 5 4 (機械器具卸売業) 中分類 5 5 (その他の卸売業)
製造業その他	上記以外のすべて